

水道の未来を考える vol.5

●検討委員会のまとめ●

第1回 水道事業の現状と課題について

給水人口の減少問題や施設の耐震化の現状、また料金回収率の低率状況や他会計繰入金（基準外）等について説明し、適正な水道料金の改定について検討することを確認しました。（広報10月号掲載）

第2回 料金改定率の検討

現行料金、及び料金改定を行った場合のそれぞれの今後5年間の水道事業の運営状況の見通しを比較し、料金改定率10%値上げを基本に検討を進めることになりました。（広報11月号掲載）

第3回 料金体系の検討

料金改定率を10%値上げとしたときの、料金体系についてパターンごとにシミュレーションを行い、フラット化を取り入れつつ値上げの負担が増加しすぎないことを考慮し料金体系案を決定しました。（広報12月号掲載）

第4回 提言案の確認

検討委員会での決定に基づき作成した提言書（案）を確認し、提言することを決定しました。

●町長への提言を行いました●

【提言書内容】※一部要約

■ はじめに ■

- ・施設の整備や耐震化、水道管などの老朽化委対策、水需要に対応した浄水場整備などの課題
- ・人口減少による料金収入の減少、及び施設数が多いことにより膨大な維持管理費を要すること

これらの問題をふまえ、水道水の安全・安心で安定した供給を継続していくためには、水道事業の健全な経営が不可欠であり、事業運営の根幹である水道料金の検討を重ねた。料金算定の期間は、『水道料金算定要領』に基づき平成31年度から平成35年度までの5年間としている。

■ 料金の改定率について ■

料金の算定期間における損益黒字及び内部留保資金の確保、基準外繰入金の減少に一定の効果を与え、また使用者の急激な負担増緩和のため10%増を目途とする。

■ 水道料金体系について ■

現行では基本料金と従量料金から構成される二部料金制を採用している。この度の改定においては、経営環境の変化や激変緩和などについて配慮し、これまで通りの二部料金制を継続する。

■ 基本水量・料金及び従量料金について ■

少量使用者の急激な負担増化とならないよう配慮し、基本水量は現行の10m³とする。

従量料金については負担の公平性や使用水量によっての影響を配慮し、従量区分を現在の7区分から5区分とし、料金体系のフラット化を図る。

■ 料金の改定期期について ■

使用者への周知期間を考慮し、平成31年4月1日が妥当であると判断。

その他、今後の料金の見直しやその内容について、また料金改定に関する使用者への周知について意見を付する。

提言を受けて慎重に検討し、12月議会において北広島町給水条例の一部を改正する案が可決されました。



北広島町水道料金等検討委員会山崎委員長(中)から提言書を受ける箕野町長(右) (左は長廣副委員長)

お問合せ先

北広島町役場 上下水道課 IP☎ 050-5812-1861